

基本理念

基本理念

審議会にて検討・決定

男女が輝きともに築く「女性活躍新時代」

基本方針 ◆……「京丹後市女性活躍推進計画」として位置づけ

基本方針

I 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり

I 思いやり深まるまちづくり

① 男女共同参画の理解を深めるための啓発をします ◆

1. 市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実
2. 意識調査や統計調査による実態把握の充実
3. メディア・リテラシー※向上のための啓発

② 教育を通じて男女共同参画の理解を促進します

1. 教育等を通じた意識改革の促進
2. 学校と連携した性教育等の実施

II 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

① まちづくりにおける政策・方針決定の場への女性参画を促進します ◆

1. 行政機構の見直し
2. 各種審議会等への女性の参画推進
3. 地域における積極的な女性の参画

② 女性の活躍を促進します ◆

1. 女性のネットワーク形成
2. 女性の能力開発とリーダー育成
3. 防災・災害対応への男女共同参画の推進
4. 雇用の場における男女の均等な機会、待遇の推進
5. 多様な就業形態の普及
6. 農林漁業における男女のパートナーシップの促進
7. 女性の活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
8. 職場におけるハラスメントの根絶

③ ワーク・ライフ・バランスを推進します ◆

1. 家庭における男女の家事、育児、介護の分担
2. 男性の長時間労働の見直し

④ 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します ◆

1. 起業支援・就労支援
2. 婚活支援とイクメン、ケアメン、カジダンの応援
3. 地域で子育てを支える環境づくり

III 寄り添い支え合うまちづくり

① 生涯を通じた健康づくりを充実します

1. 生涯を通じた健康づくり支援
2. 妊娠出産期における健康づくり支援

② 男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制を充実します ◆

1. 子どもの健やかな成長支援
2. 保育サービス・高齢介護支援体制の充実

③ 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

1. 高齢者の生きがい活動・社会活動の推進
2. 障害者の雇用・社会参加の促進
3. 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

④ ひとり親家庭等の自立を支援します

1. 相談体制の充実
2. 経済的自立に向けた支援
3. 地域活動等に参加できる環境づくり

IV 人権が尊重される安心安全なまちづくり【京丹後市DV防止基本計画】

① 暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます

1. 性暴力、性犯罪、ストーカー被害の未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知
2. 相談体制の充実と被害者支援

② DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します

1. DVの未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知
2. 相談体制の充実と被害者支援

別紙 1のとおり

別紙 2のとおり

別紙 3のとおり

別紙 4のとおり

<社会情勢・国の動向>

- 少子高齢化・人口減少による働き手や担い手の不足
あらゆる分野における女性登用・活躍の推進
- インターネットやSNS等を通じた性暴力やハラスメントの増加
情報リテラシーの向上ための取り組み、被害の予防・迅速で着実な被害の救済
- 自然災害の増加と大規模災害発生時への備え
男女共同参画の視点を取り入れた災害対応力の強化

女性の活躍や男女共同参画の意識が向上している一方で、

未だ無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）が残っている

- ◆ 実生活に男女共同参画を反映するための、性別を前提としない相互理解の促進
- ◆ あらゆる分野における女性、高齢者等の社会参画による担い手不足の解消
- ◆ 様々な場面における安心安全の確保に向けた、正しい知識の普及・環境整備・社会参画

I 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり

① 男女共同参画への関心と理解を広げるための取り組みを推進します【女性活躍推進計画】

1. 市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実
2. 意識調査やデータ分析を通じた実態の把握強化
3. メディアリテラシー、情報リテラシー教育の普及啓発

② 教育を通じて男女共同参画の大切さと自他を尊重する対等な関係づくりを促進します

4. 学校等における男女共同参画教育の推進
5. 自他を尊重する対等な関係づくりに向けた性と健康に関する正しい知識の普及啓発

II 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり

① まちづくりにおける意思決定の場への女性参画を推進します【女性活躍推進計画】

6. 男女双方の視点が活かせる組織運営の推進を通じた女性登用の促進
7. 市審議会等委員のバランスの取れた男女比率の改善
8. 女性が参画しやすい地域活動の環境づくり

② 女性が自分らしく輝ける環境づくりを促進します【女性活躍推進計画】

9. 女性のネットワーク形成
10. 女性の能力開発とリーダー育成
11. 雇用の場における男女の機会均等の推進および女性登用等の拡大
12. 多様な働き方の推進
13. 「女性に選ばれる企業」づくりの推進
14. 職場におけるハラスメントの根絶

③ ウェルビーイングの向上に向けた働き方と暮らしの両立を進めます【女性活躍推進計画】

15. 家庭における男女の家事、育児、介護の分担
16. ワーク・ライフ・バランス確保のための長時間労働の見直し

④ 移住・定住につながる仕事と子育ての両立を進めます【女性活躍推進計画】

17. 起業支援・就労支援
18. 多様な主体と協働した地域の魅力発信による移住定住促進と婚活支援の多様な展開
19. 暮らしやすいまちづくりに向けた家事育児参画の意識啓発
20. 地域で子育てを支える環境づくり

⑤ 災害等非常時における安全・安心の確保に向けた男女共同参画の視点を強化します

21. 男女共同参画の視点に立った防災活動・避難所運営等の推進

III 健康と安心をわかちあう

誰一人置き去りにしない共生のまちづくり

① 健康の維持と安心して子育てができる社会の構築を進めます

22. 生涯を通じた健康支援の推進
23. 生きがいとコミュニケーションからつなげる健康づくりの促進
24. 妊娠から子育てに至る安心して産み育てられる環境の推進
25. 各種保育サービスの継続的な実施及び高齢介護支援体制の充実

② 高齢者・障害者・外国人の社会参画と理解を促進します

26. 高齢者の生きがい活動・社会活動の推進
27. 障害者の雇用・社会参加の促進
28. 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

③ ひとり親家庭等の自立支援と支援ネットワークを充実します

29. ひとり親家庭等の自立支援に向けた相談体制等の充実
30. 誰一人置き去りにしない支援ネットワークの充実

IV 思いやりで築く安心安全なまちづくり

【京丹後市DV防止基本計画】

① あらゆる暴力・ハラスメントの発生防止と相談しやすい環境づくりを進めます

31. 性犯罪等の防止のための理解の促進
32. DV防止のための理解の促進
33. 相談しやすい環境づくりと迅速な被害者支援に向けた連携強化
34. インターネット上の暴力・ハラスメントの防止に対する広報・啓発

第2次計画(H28~R7年度)

I 思いやり深まるまちづくり

① 男女共同参画の理解を深めるための啓発をします【女性活躍推進法】

- 1. 市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実
- 2. 意識調査や統計調査による実態把握の充実
- 3. メディア・リテラシー※向上のための啓発

「男は仕事」「女は家庭」という考え方に抵抗感がある人の割合
 H26年度：70.2%
 R6年度：81.6%

日常生活で「男性優遇」を感じている人の割合
 ※8項目中、R6年度上位4項目

	H26年度	R6年度
・社会通念、慣習：	72.9%	77.2%
・日本全体の地位：	76.1%	70.1%
・政策方針決定の場：	60.7%	68.0%
・家事・育児・介護等：	64.0%	64.0%

男女共同参画への問題意識の向上
 男女平等が十分に実感されていない

② 教育を通じて男女共同参画の理解を促進します

- 1. 教育等を通じた意識改革の促進
- 2. 学校と連携した性教育等の実施

【①の成果】

- ワークショップ形式の講座を実施するなど、男女共同参画への理解や意識を高めるきっかけづくりに努めた結果、「男は仕事、女は家庭」という考え方に抵抗感を持つ人の割合が増えました。
- ジェンダー、セクシュアリティ等をテーマにした講演会を開催するなど、多様性の尊重や相互理解を深める機会を提供するとともに、偏見や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた意識啓発を進めました。
- 第3次男女共同参画計画策定に向けて、男女共同参画に関する意識と実態を把握するため市民意識調査を実施しました。
- SNS等の普及を踏まえ、インターネットと人権をテーマにした講演会を開催するなど学習機会の提供に努め、正しいSNS等の活用について普及を図りました。

【①の課題】

- 男女平等意識のより一層の醸成や性別役割分担意識の解消に向けて、男女の意識改革等の環境づくりが必要です。
- 「男性優遇」や固定的な性別役割に対する問題意識は高まっているものの、日常生活や地域活動の中での具体的な行動や役割分担の見直しには十分繋がっていないため、誰もが男女共同参画を自分事として捉えられるよう、男女問わず幅広い年代に向けた学習・啓発の機会を充実させる必要があります。
- 男女共同参画に関する意識と実態について、引き続き現状を把握していく必要があります。
- メディア情報の真偽や背景を見極め、選択できる力を高めることにより、無意識の偏見(アンコンシャスバイアス)をなくしていくことが必要です。

【②の成果】

- 市内全中学校を対象としたデートDV防止啓発講座や小中学校への啓発冊子配布、学習指導要領に基づく性に関する学習指導等により、年齢に応じた学習、啓発活動を実施し、男女共同参画に関する問題意識の向上やDVへの理解を図りました。
- 園だより等で教育・保育の考え方を共有することで、子どもの育ちにおけるジェンダー視点の重要性について啓発を図りました。

【②の課題】

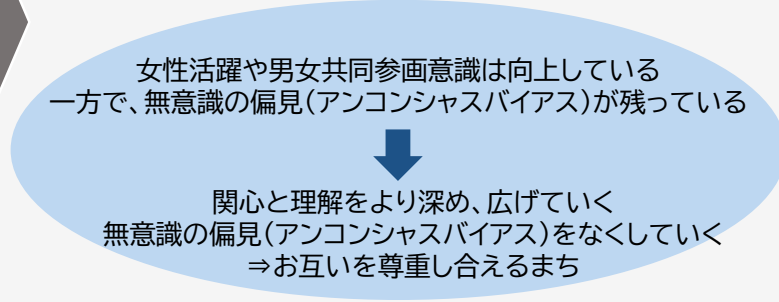
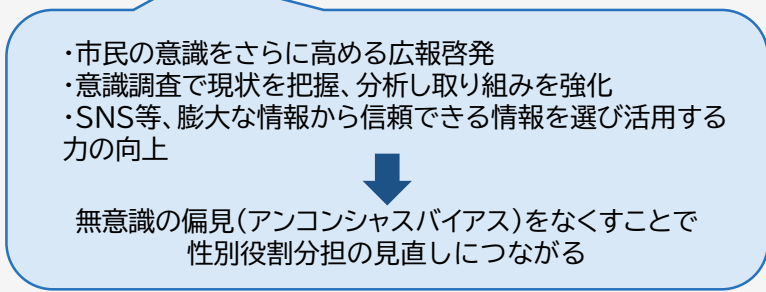
- 幼少期から男女共同参画の意識を育む環境づくりと発達段階に応じた性と健康に関する教育・学習を充実させることで、学びを通じて自他を尊重する対等な関係づくりを促し、心身の健康を守り適切な意思決定ができる力を育成することが必要です。

第3次計画(R8~R17年度)

I 性別を超えて、お互いを尊重し合えるまちづくり

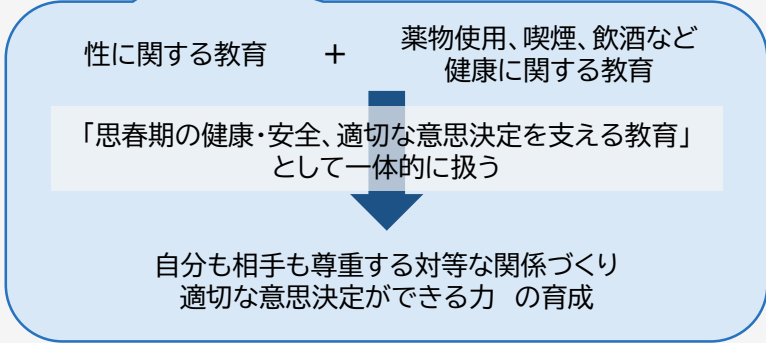
① 男女共同参画への関心と理解を広げるための取り組みを推進します【女性活躍推進計画】

- 1. 市民への意識啓発と情報提供及び相談体制の充実
- 2. 意識調査やデータ分析を通じた実態の把握強化
- 3. メディアリテラシー、情報リテラシー教育の普及啓発



②教育を通じて男女共同参画の大切さと自他を尊重する対等な関係づくりを促進します

- 4. 学校等における男女共同参画教育の推進
- 5. 自他を尊重する対等な関係づくりに向けた性と健康に関する正しい知識の普及啓発



II 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

① まちづくりにおける政策・方針決定の場への女性参画を促進します【女性活躍推進計画】

- 1. 行政機構の見直し
- 2. 各種審議会等への女性の参画推進
- 3. 地域における積極的な女性の参画

組織運営も含めた改善を図ることが必要。

② 女性の活躍を促進します【女性活躍推進計画】

- 1. 女性のネットワーク形成
- 2. 女性の能力開発とリーダー育成
- 3. 防災・災害対応への男女共同参画の推進
- 4. 雇用の場における男女の均等な機会、待遇の推進
- 5. 多様な就業形態の普及
- 6. 農林漁業における男女のパートナーシップの促進
- 7. 女性の活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
- 8. 職場におけるハラスメントの根絶

③ ワーク・ライフ・バランスを推進します【女性活躍推進計画】

- 1. 家庭における男女の家事、育児、介護の分担
- 2. 男性の長時間労働の見直し

ワーク・ライフ・バランス=ウェルビーイング実現の手段
ワーク・ライフバランスを達成することを目的にしない

④ 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します【女性活躍推進計画】

- 1. 起業支援・就労支援
- 2. 婚活支援とイクメン、ケアメン、カジダンの応援
- 3. 地域で子育てを支える環境づくり

【①成果】

- 市役所内での女性管理職の登用や、各種審議会等への女性委員のバランスの取れた委嘱を通じて、女性参画の重要性を広めることができました。

【①課題】

- 地域内での女性の登用は依然として進んでおらず、女性の発言力や決定権が男性と同等ではないという課題が浮き彫りとなっています。
- 行政職員数における男女差は大きくない一方で、管理職登用においては女性の割合がやや低い状況にあります。政策決定の場における女性の参加が少ない理由として、男性優位の組織運営や、女性自身の積極性が不足していることが挙げられています。また、女性が男性に比べて地域活動への参加希望が少ないという結果も出ています。

<京丹後市管理職割合>

行政職(45歳~)	男性:57.0%	女性:43.0%
うち管理職	男性:70.6%	女性:29.4%

※消防・病院・特別職除く【R7.4.1現在】

【②成果】

- 女性連絡協議会に所属する団体は、それぞれの活動を通じて団体間の連携を深め、女性の活躍の場を広げています。定期的に活動状況を情報共有することで、互いに刺激し合い、活動が活発化しています。これらの活動は、女性たちが自分らしく、力強く生きるための支えとなっている。
- 市内の事業所に対しては、女性が働きやすい職場づくりに向けて啓発活動や職場環境の整備支援を行ったほか、男性の育児休業取得についても、男性の育休促進プロジェクト等を通じて制度の周知と理解促進に取り組んできました。

【②課題】

- 子どもができて職業を続ける方がよいと考える人が増え、意欲的で能力のある女性が積極的に管理職に就くことを推奨する企業も増加していることから、引き続き、男女ともに働きやすい職場環境の整備と女性の活躍を支援することが必要です。

【③成果】

- 男性の家事・育児への参画を促進するとともに、男女が共に家庭や育児について考え、家事育児を分担する重要性を学ぶ機会を提供することができました。

【③課題】

- 事業所や当事者の制度の理解が進み、取得率は高くなっているが、依然として固定的な性別役割分担意識が根強いことが課題にあります。制度を活用する当事者だけでなく、周囲の理解も必要です。

【④成果】

- 起業支援・就労支援では、多様な職種の創業を支援し、平成26年から令和6年までに総数138件(女性:46件・33%)の創業支援を実施することができました。
- 移住支援センターを設置し、移住後の定住支援やきめ細やかな相談対応を行い、若年層の移住者に向けた補助制度の提供を通じて、移住・定住を促進することができました。

【④課題】

- 男性に比べ女性の創業支援件数が少ないため、女性の活躍をさらに促進する取り組みが必要で
- 29歳以下の若者は他の年代に比べ定住意向が低く、他の市町村へ移住を検討する割合が高い結果となっています。若い世代の定住促進に向けて、キャリア教育や地元企業の情報提供を通じ、地域の仕事と暮らしの魅力を発信する必要があります。

II 女性の活躍で切り開く、にぎわいと活気のあるまちづくり

① まちづくりにおける意思決定の場への女性参画を推進します【女性活躍推進計画】

- 6. 男女双方の視点が活かせる組織運営の推進を通じた女性登用の促進
- 7. 市審議会等委員のバランスの取れた男女比率の改善
- 8. 女性が参画しやすい地域活動の環境づくり

● 女性参画の重要性の啓発
● 女性が活動しやすい環境整備

政策決定の場への女性参画推進

② 女性が自分らしく輝ける環境づくりを促進します【女性活躍推進計画】

- 9. 女性のネットワーク形成
- 10. 女性の能力開発とリーダー育成
- 11. 雇用の場における男女の機会均等の推進および女性登用等の拡大
- 12. 多様な働き方の推進
- 13. 「女性に選ばれる企業」づくりの推進
- 14. 職場におけるハラスメントの根絶

● 女性が働きやすい職場づくり・男性の育休取得促進
● 女性活躍の重要性のさらなる啓発

女性が自分らしく輝ける機会創出

③ ウェルビーイングの向上に向けた働き方と暮らしの両立を進めます【女性活躍推進計画】

- 15. 家庭における男女の家事、育児、介護の分担
- 16. ワーク・ライフ・バランス確保のための長時間労働の見直し

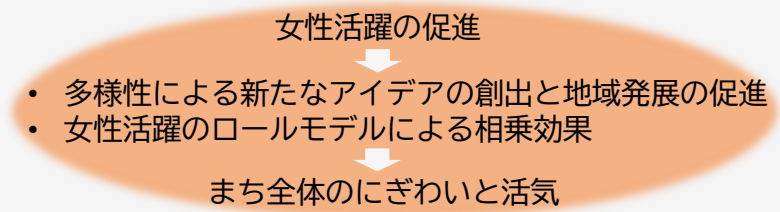
④ 移住・定住につながる仕事と子育ての両立を進めます【女性活躍推進計画】

- 17. 起業支援・就労支援
- 18. 多様な主体と協働した地域の魅力発信による移住定住促進と婚活支援の多様な展開
- 19. 暮らしやすいまちづくりに向けた家事育児参画の意識啓発
- 20. 地域で子育てを支える環境づくり

⑤ 災害等非常時における安全・安心の確保に向けた男女共同参画の視点を強化します

- 21. 男女共同参画の視点に立った防災活動・避難所運営等の推進

<新規>
防災分野における男女共同参画視点の一層の強化を図る必要があることから新たに基本目標に追加するとともに、地域全体が協力して取り組むことを通じて、女性の活躍を促進することを目指します。



第2次計画(H28~R7年度)

Ⅲ 寄り添い支え合うまちづくり

① 生涯を通じた健康づくりを充実します

- 1. 生涯を通じた健康づくり支援
- 2. 妊娠出産期等における健康づくり支援

② 男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制を充実します【女性活躍推進法】

- 1. 子どもの健やかな成長支援
- 2. 保育サービス・高齢介護支援体制の充実

③ 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

- 1. 高齢者の生きがい活動・社会活動の推進
- 2. 障害者の雇用・社会参加の促進
- 3. 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

④ ひとり親家庭等の自立を支援します

- 1. 相談体制の充実
- 2. 経済的自立に向けた支援
- 3. 地域活動等に参加できる環境づくり

【①②の成果】

- 健康診査・がん検診の柔軟な実施体制の整備、市独自の助成制度の拡充、乳幼児健診の充実及び相談窓口の設置等に通じて、妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援環境の整備を推進し、安心して子どもを産み育てられる環境の構築を図ることができました。
- 多様なニーズに合わせた保育・介護支援サービスの提供や介護専門職による講話・交流等を通じた知識・技術の習得機会の提供により、育児・介護に対する負担の軽減に寄与することができました。

【①②の課題】

- 性別や年代を問わず、誰もが生涯にわたり健康の維持ができるよう健康支援を図るとともに、安心して子どもを産み育てられる環境を引き続き進めていくことが必要。
- 就業を継続しながら育児・介護を行う者の負担軽減を図るため、保育・介護サービスの提供を担う人材の確保及び職場における人材確保をはじめとする、持続可能かつ及び包括的な支援体制の充実を図ることが必要です。

【③の成果】

- シルバー人材センターや自立支援協議会等の関係機関との連携により、高齢者や障害者の就労支援をはじめとする社会参画の促進に寄与するとともに、外国人が暮らしやすい環境づくりに向けて、市国際交流協会による日本語教室や研修会等の開催、情報提供や相談体制の充実を図ることができました。

【③の課題】

- 高齢者、障害者、外国人がそれぞれの特性や状況に応じて社会に参画し活躍できるよう、関係機関との連携のもと、相互理解の促進を図りながら、共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくことが必要です。

【④の成果】

- 個人や世帯の属性を問わず、多様かつ複合的な課題を抱えるケースに対し、関係機関と連携しながら、各種制度やサービスを活用した個別的・包括的かつ計画的な自立に向けた伴走型支援を実施することができました。

【④の課題】

- 市民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の対象者別の制度では複合的な課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難な状況にあります。課題を抱える市民が社会で孤立しないよう、アウトリーチ的な支援を継続するとともに、相談窓口や重層的支援体制を一層強化していくことが必要です。

第3次計画(R8~R17年度)

Ⅲ 健康と安心をわかちあう 誰一人置き去りにしない共生のまちづくり

① 健康の維持と安心して子育てができる社会の構築を進めます

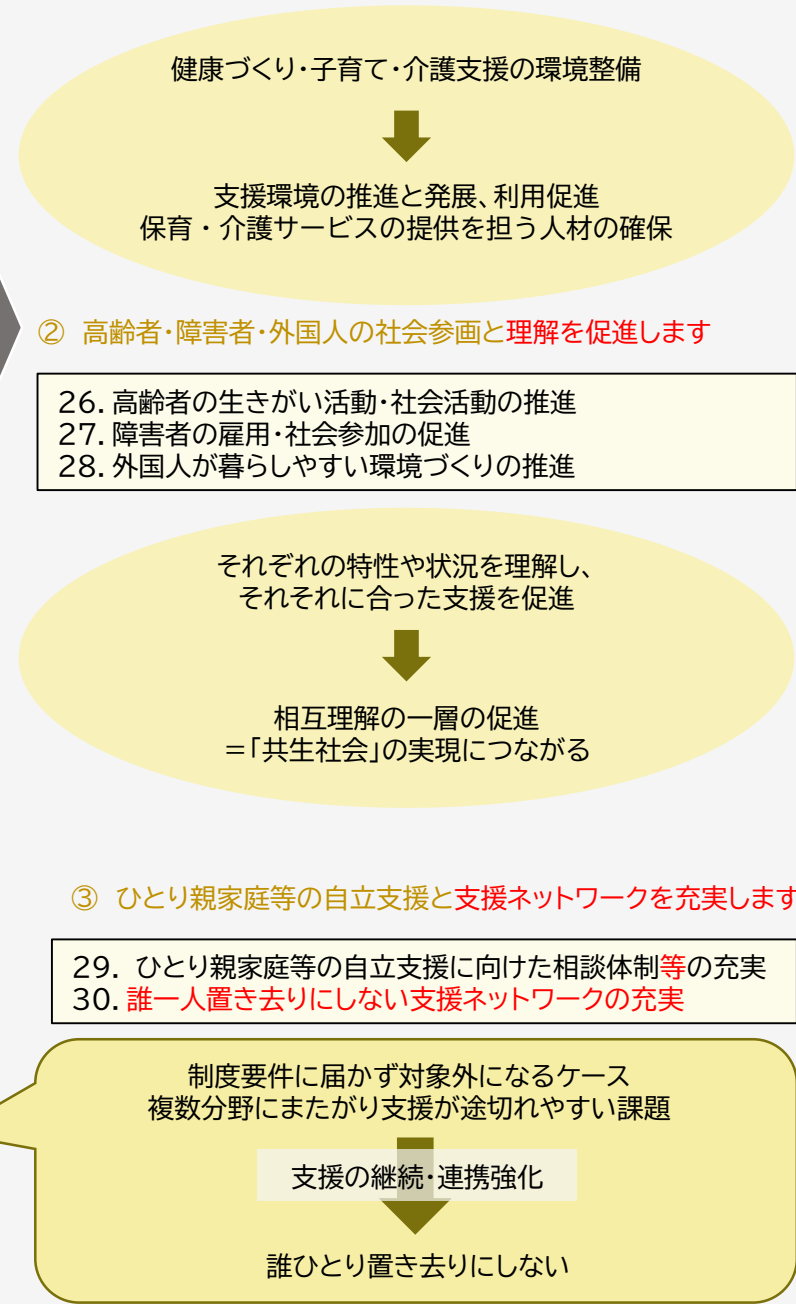
- 22. 生涯を通じた健康支援の推進
- 23. 生きがいとコミュニケーションからつなげる健康づくりの促進
- 24. 妊娠から子育てに至る安心して産み育てられる環境の推進
- 25. 各種保育サービスの継続的な実施及び高齢介護支援体制の充実

② 高齢者・障害者・外国人の社会参画と理解を促進します

- 26. 高齢者の生きがい活動・社会活動の推進
- 27. 障害者の雇用・社会参加の促進
- 28. 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

③ ひとり親家庭等の自立支援と支援ネットワークを充実します

- 29. ひとり親家庭等の自立支援に向けた相談体制等の充実
- 30. 誰一人置き去りにしない支援ネットワークの充実



第2次計画(H28～R7年度)

第3次計画(R8～R17年度)

IV 人権が尊重される安心安全なまちづくり
【京丹後市DV防止基本計画】

IV 思いやりで築く安心安全なまちづくり
【京丹後市DV防止基本計画】

① 暴力や性犯罪等の防止と対策に努めます

- 1. 性暴力、性犯罪、ストーカー被害の未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知
- 2. 相談体制の充実と被害者支援

【①の成果】

- 幅広い世代に対して暴力が決して許されない行為であることを周知・啓発に努めることができました。
- 府や警察、犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携し、相談窓口の周知や広報を実施したほか、被害者等の早期発見・早期支援や切れ目のない包括的支援につながる体制づくりを行うことができました。

② DVの根絶とDV被害者が安心して暮らせる環境を整備します

- 1. DVの未然防止や早期解決のための啓発と法制度の周知
- 2. 相談体制の充実と被害者支援

【②の成果】

- 中学校や高校等での講座の実施を通じて、暴力が犯罪に発展し重罰化が進んでいる現状等を周知し、将来的にDVの被害者にも加害者にもならないよう啓発・教育に努めることができました。
- 女性相談や電話相談を通じて暴力やDVに関する悩みに対応し、専門機関への案内や相談者の自立を後押しする支援を行うとともに、庁内や関係機関と連携することで、母子への支援体制を強化し、状況に応じた迅速な支援ができるよう努めることができました。

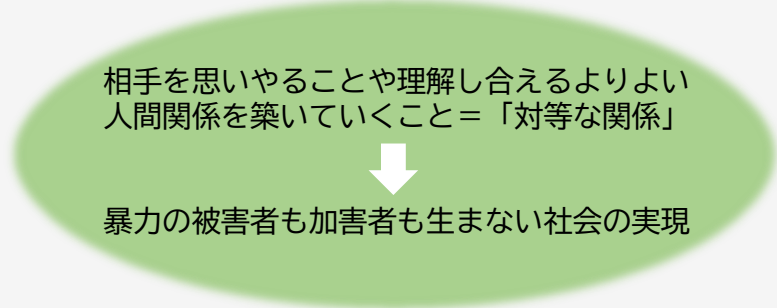
【①②の課題】

- 配偶者や恋人からの暴力（DV、デートDV）等は、被害が深刻化しやすい傾向にあります。特に、家庭内での暴力は外部から見えにくいいため、潜在化しやすい傾向にあります。府、警察等関係機関と一層の連携を図り、被害者の早期発見と途切れることのない支援につなげていくことが必要です。
- 将来的な被害者・加害者の発生を未然に防止ことから、若年層を中心にDVに対する正しい知識を身につけるとともに、被害にあった場合や被害に気づいた場合に適切な対応を図ることを啓発していくことが必要です。
- 暴力が行われる背景には、社会における状況の違いや根深い偏見が存在しています。また、被害者や相談者の無意識のジェンダーバイアスにより、相談行動を阻害する要因とならないよう、男女共同参画についての理解を深め、無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）をなくしていくことが必要です。 ▶ 基本方針 I <別紙 1>
- どこに相談したらよいかかわからず、誰にも相談しなかった人が一定数いることから、相談・支援窓口について周知啓発していくとともに、相談者が相談しやすい環境づくりを進める必要があります。

① あらゆる暴力・ハラスメントの発生防止と相談しやすい環境づくりを進めます

- 31. 性犯罪等の防止のための理解の促進
- 32. DV防止のための理解の促進
- 33. 相談しやすい環境づくりと迅速な被害者支援に向けた連携強化
- 34. インターネット上の暴力・ハラスメントの防止に対する広報・啓発

<新規>
SNS等を通じたこども・若年層への性被害等の増加が社会課題となっていることより、取り組みを強化するため項目を新たに追加します。



誰にも相談しなかった人の割合
H26年度：13.6%
R6年度：7.4%